

国海総第448号

平成21年2月19日

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣

金子 一 義



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第80号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
海洋技術開発株式会社	東京都中央区東日本橋三丁目6番17号	1
一真海運株式会社	広島県呉市西川原石町3番22号	1
商運海運有限公司	大阪市北区曽根崎新地二丁目5番29号	1
JR九州高速船株式会社	福岡市博多区沖浜町14番1号	1